

兵庫県立大学研修員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則(平成25年法人規程第75号)第41条第2項又は兵庫県立大学大学院学則(平成25年法人規程第76号)第35条の規定に基づき、研修員に関して必要な事項を定めるものとする。

(出願手続)

第2条 研修員を派遣しようとする者は、研修員許可願(様式第1号)に研修員調書(様式第2号健康診断書その他)、必要な書類を添え、指定された期日までに学務所管課に提出しなければならない。

(研修期間)

第3条 研修期間は、原則として1年以内とする。ただし、学長は、研修員を派遣している者が、特別の事由により研修期間延長を願い出たときは、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 前項の研修期間延長の許可を受けようとする者は、研修員期間延長願(様式第3号)を学務所管課に提出しなければならない。

(指導教員)

第4条 学長は、研修員を指導する教員を定めるものとする。

(研修施設等の利用)

第5条 研修員は、指導教員の承認を得て、研修に要する施設及び設備を利用することができる。

(授業科目の受講)

第6条 指導教員は、研修員が、本学の授業科目の受講を希望する旨を申し出たときは、当該授業科目の担当教員の承認を得て、受講させることができる。

(許可の取消し)

第7条 学長は、研修員として不相当と認められた者があるときは、教授会等の意見を聴いた上で、許可を取り消すことができる。

(研修辞退願)

第8条 研修員を派遣している者は、研修期間の途中で研修を辞退しようとするときは、研修員辞退願（様式第4号）を学長に提出しなければならない。

(修了証書の交付)

第9条 学長は、研修員が許可を受けた研修期間を修了したときは、修了証書(様式第5号)を交付することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

研修員許可願

令和 年 月 日

兵庫県立大学長 様

所在地
団体名
代表者氏名

下記のとおり研修させていただきたいので、許可くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

所属

職・氏名

研修課題

研修目的

研修期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

希望学部・研究科及び学科・専攻

学部
研究科
学科
専攻

希望講座及び指導教員名

講座(指導教員)

研修員調書

ふりがな

1 職・氏名

生年月日 年 月 日生

2 本籍 都・道・府・県

3 現住所
(TEL)

4 最終学歴

5 研修歴・職歴（発表論文等あれば記入のこと。）

6 研修計画

7 資格及び免許

8 賞罰

(健康診断書添付)

研修員期間延長願

令和 年 月 日

兵庫県立大学長 様

所在地
団体名
氏名

下記のとおり研修期間を延長したいので、許可くださるようお願いします。

記

所属

職・氏名

研修期間	(既許可期間)	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで
	(延長希望期間)	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

理由

指導教員名

研修員辞退願

令和 年 月 日

兵庫県立大学長 様

所在地
団体名
氏名

下記の理由により研修を辞退したいので、許可くださるようお願いします。

記

所属

職・氏名

理由

辞退日 令和 年 月 日

学部
研究科 指導教員名

第 号

修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、本学研修員として令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、
の研修課題の研修を修了したことを証します。

令和 年 月 日

学長印

兵庫県立大学長

